

北九州市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成 26 年 6 月 25 日

規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告書に添付する書類)

第 2 条 省令第 5 条第 4 項（省令附則第 3 条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断（法第 2 条第 1 項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）の結果を示す書類
- (2) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会（以下「判定委員会」という。）が建築物の耐震診断の結果について評価した書類（以下「耐震診断の評価書」という。）の写し
- (3) 付近見取図
- (4) 配置図
- (5) 各階平面図
- (6) 求積図
- (7) 耐震診断を行った者が省令第 5 条第 1 項各号のいずれかに適合していることを証する書類（以下「耐震診断資格者適合証明書」という。）

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請書に添付する書類)

第 3 条 省令第 28 条第 2 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断の結果を示す書類
- (2) 耐震診断の評価書の写し
- (3) 耐震改修（法第 2 条第 2 項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）の計画の内容を示す書類
- (4) 耐震改修の計画が法第 17 条第 3 項第 1 号の国土交通大臣の定める基準に適合していることを判定委員会が証する書類（以下「耐震改修計画の評価書」という。）の写し
- (5) 付近見取図
- (6) 配置図

- (7) 各階平面図
- (8) 求積図
- (9) 耐震診断資格者適合証明書

2 省令第28条第11項の規定により、同条第2項に規定する申請書については、同項の構造計算書を添えることを要しない。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付する書類)

第4条 省令第33条第1項に規定する規則で定める書類は、同項第1号に該当する図書を提出する場合にあっては第1号及び第5号に掲げるものとし、同項第2号に該当する図書を提出する場合にあっては第1号から第5号までに掲げるものとする。

- (1) 現況調査報告書
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 各階平面図
- (5) 求積図

2 省令第33条第2項第1号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第2号に掲げる書類により当該申請に係る建築物が地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合すると認められる場合は、第4号及び第5号に掲げる書類を除く。

- (1) 現況調査報告書
- (2) 耐震診断の結果を示す書類
- (3) 耐震診断の評価書の写し
- (4) 耐震改修の計画の内容を示す書類
- (5) 耐震改修計画の評価書の写し
- (6) 付近見取図
- (7) 配置図
- (8) 各階平面図
- (9) 求積図
- (10) 耐震診断資格者適合証明書

3 省令第33条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 現況調査報告書
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図

(4) 各階平面図

(5) 求積図

4 省令第33条第3項の規定により、同条第2項第1号に規定する申請書については、同号の構造計算書を添えることを要しない。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付する書類)

第5条 省令第37条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 耐震診断の結果を示す書類

(2) 耐震診断の評価書の写し

(3) 付近見取図

(4) 配置図

(5) 各階平面図

(6) 求積図

(7) 耐震診断資格者適合証明書

2 省令第37条第2項の規定により、同条第1項に規定する申請書については、同項第2号の構造計算書を添えることを要しない。

(添付書類の省略又は追加)

第6条 市長は、特別な理由があると認めるときは、第2条から前条までに規定する添付書類の全部若しくは一部を省略し、又は添付書類を追加することができる。

(現況調査報告書の様式)

第7条 第4条第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号の現況調査報告書の様式は、建築都市局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に耐震診断を完了している建築物で耐震診断の評価書の交付を受けていない建築物については、第2条第2号の規定は、適用しない。

3 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年国土交通省令第87号）の施行の日前に耐震診断を完了している建築物については、第2条第7号、第3条第1項第9号、第4条第2項第10号及び第5条第1項第7号の規定は、適用しない。